

(1) 廃棄物等処理施設の設置について ((株) ニトリファシリティ)

○概要

株式会社ニトリファシリティから令和7年6月25日に本庄市環境保全条例第12条に基づく廃棄物等処理事業届出書が本市に提出されました。

目的	産業廃棄物処理施設の新規設置（破砕施設） 一般廃棄物処理施設の新規設置（破砕施設）
事業内容	木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずの選別、売却
事業場所	本庄市児玉町児玉780-2外40筆 【合計面積15,088.43㎡】
主要設備※	一軸破砕機（ハンマーミル）：1台 ・木くず : 179.9 t/日
	四軸破砕機（四軸剪断式）：1台 ・廃プラスチック類 : 83.2 t/日 ・金属くず : 89.6 t/日 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず : 99.2 t/日

※稼働時間：8～17時（9時間）

○産業廃棄物処理業に関する許可権限は埼玉県にあります。今回の手続きと並行し施設設置に関する手続きを進めております。なお、一般廃棄物処理業の許可に関しては、今回は申請しないとのことです（設置のみ）。

環境保全対策

- ・水質汚濁：発生なし（水処理が必要な施設なし）
- ・大気汚染：建屋内での処理完結のため外部への影響なし
- ・悪臭：発生なし（取り扱う廃棄物に悪臭が発生するものはなし）
- ・振動：基準値を超過する場合には、防振ゴムを設置する等の振動対策を実施
- ・騒音：建屋内での処理のため外部への影響なし

・位置図（本庄市児玉町児玉780-2外）



○騒音、振動予測結果（(株)ニトリファシリティ 廃棄物等処理事業届出書添付書類より抜粋）

予測では規制基準を下回っていることが確認できる。

・騒音レベル予測調査結果

（騒音規制基準：第2種区域 8時～19時 55dB）

埼玉県生活環境保全条例より

単位：デシベル

時間区分	予測地点	将来予測結果	規制基準
朝 (6-8時)	No.1 北側敷地境界	38	50
	No.2 東側敷地境界	25	
	No.3 南側敷地境界	49	
昼間 (8-19時)	No.1 北側敷地境界	38	55
	No.2 東側敷地境界	25	
	No.3 南側敷地境界	49	
夕 (19-22時)	No.1 北側敷地境界	38	50
	No.2 東側敷地境界	25	
	No.3 南側敷地境界	49	

騒音その他対策

- ・内壁にグラスウールを設置することにより防音対策を施す。

・振動レベル予測調査結果

（振動規制基準：第1種区域 8時～19時 60dB）

埼玉県生活環境保全条例より

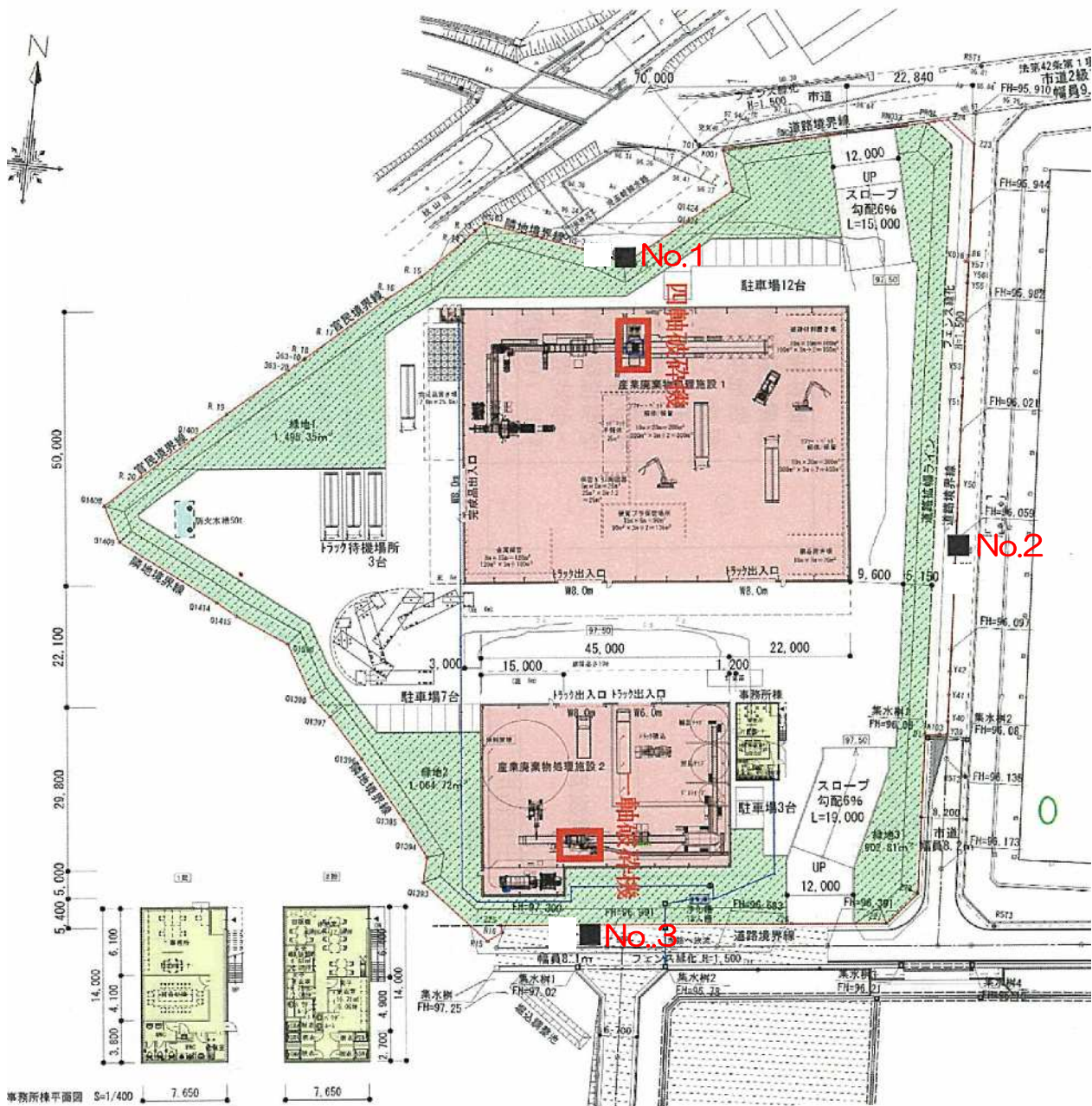
単位：デシベル

時間区分	予測地点	将来予測結果	目標値
昼間 (8-19時)	No.1 北側敷地境界	40	60
	No.2 東側敷地境界	26	
	No.3 南側敷地境界	42	
夜間 (19-8時)	No.1 北側敷地境界	40	55
	No.2 東側敷地境界	26	
	No.3 南側敷地境界	42	

振動その他対策

- ・振動発生源は強固な基礎とする。

・設備機器の配置場所及び騒音、振動調査地点図



■：騒音・振動調査地点